

平成 2 4 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 5 年 2 月

京 都 市

平成 25 年 2 月

京 都 市

平成 24 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった 9 事業の対応方針は、別紙 1 のとおりすべて「事業継続」であり、引き続き事業の推進に努める。

事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は、別紙 2 のとおり「今後の事後評価、改善措置とも不要である」とする。

2 個別事業について

<再評価>

（１）街路事業 伏見向日町線

本事業は、中山石見線や外環状線等と連携し、幹線道路網を形成することにより、京都市西部地域の交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理し、安全で円滑な道路交通の確保と地域の活性化を図るものである。

これまでの取組により、事業の進捗率は 95.1% に達し、事業は最終段階となっている。

今後も引き続き、関連事業と連携して、更なる事業の進捗を図る。

（２）街路事業 中山石見線

本事業は、伏見向日町線や外環状線等と連携し、幹線道路

網を形成することにより、京都市西部地域の交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理し、安全で円滑な道路交通の確保と地域の活性化を図るものである。

用地買収に時間を要していたが、用地の未買収件数は残り1件の状況である。

今後も引き続き、残る用地買収を進めるとともに、関連事業と連携して、更なる事業の進ちょくを図る。

(3) 街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を南北に結ぶ幹線道路を整備することにより、京都市東部地域の交通渋滞を解消し、安全で円滑な道路交通の確保を図るものである。

本路線は、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画＜改革編＞における道路整備事業の見直しに基づき、平成27年度までの4年間については、原則、事業進ちょくを見送る路線であるが、地元住民からは用地の早期買収要望が多い状況である。

今後、用地の買取請求があった場合などは、用地買収及び関連する調査、測量について、事業に係るこれまでの経緯、継続性を勘案し、財政状況を踏まえながら慎重に対応を図る。

(4) 河川事業 西野山川

本事業は、西野山川の支川断面を拡幅するとともに、本川と支川の間^{しょう}に捷水路（ショートカット水路）を整備することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川の流域は、市街化に伴う雨水流出量の増加により、浸水被害が発生している状況である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、捷水路の完成を急ぐとともに、支川の改修を進め、更なる事業の進ちょくを

図る。

(5) 河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、西高瀬川の河川断面を拡幅することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川の流域は、市街化に伴う雨水流出量の増加により、浸水被害が発生している状況である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、本河川の改修を進め、更なる事業の進ちよくを図る。

(6) 河川事業 善峰川

本事業は、善峰川の河川断面の拡幅及び平面線形の改良を行うことにより、流域の治水安全度の向上を図るとともに、多自然川づくりを推進し、人と河川のふれあいの場を提供するものである。

本河川の流域では、洪水による浸水被害が発生している状況である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、本河川の改修を進めるとともに、周辺の自然環境に配慮した河川改修を進め、更なる事業の進ちよくを図る。

(7) 都市公園事業 宝が池公園（広域公園）

本事業は、宝が池を中心に周辺の自然環境を活かした都市防災、スポーツ、レクリエーション、自然教育、憩い等の多様な機能を有する広域公園を整備するものである。

計画区域が広大であるため、エリア分けを行い、順次整備を進めているが、京都市の財政状況などから事業が長期化しており、計画区域を再考するなど、事業範囲の見直しが必要な状況

である。

今後は、委員会から付されている意見のとおり、事業範囲の妥当性を継続的に検証し、事業の早期完成に向け、更なる事業の進ちよくを図る。

(8) 土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、都市計画道路の幡枝葵森線、幡枝中通を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

これまでの取組により、事業の進ちよく率は 94.1% に達し、事業は最終段階となっている。

今後も引き続き、事業の早期完成に向け、更なる事業の進ちよくを図る。

(9) 住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、老朽住宅の買収や除却を行うとともに、公共施設を整備することにより、地区の防災性の向上と住環境の改善を図るものである。

コミュニティ住宅、改良更新住宅及び地区施設の整備は完了し、地区の住環境整備は進んでいるが、依然として老朽住宅が密集し、防災及び住環境上の課題を抱える街区が残存している状況である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、老朽住宅の買収及び除却を進めるとともに、公園や道路の整備を行い、更なる事業の進ちよくを図る。

＜事後評価＞

（１）土地区画整理事業 竹田地区

本事業は、都市計画道路や都市計画公園などの主要施設をはじめ、隣接する土地区画整理事業地区と一体的な公共施設整備を行うことにより、健全な市街地の形成を図るものである。

本事業により、道路、水路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても道路に接して再配置された結果、良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（２）防災水利整備事業 文化財とその周辺を守る防災水利モデル整備

本事業は、消火及び延焼防止活動が行える新たな消火施設を整備することにより、火災から貴重な文化財とその周辺地域を守るとともに、地域住民の防災意識の高揚と防災力の向上を図るものである。

本事業により、水道が断水した場合でも対応可能な消火施設が整備され、地域の防災意識の向上も図られているなど、防災水利整備事業の効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

平成 24 年度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針
街 路 事 業	1	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5	③	20	「事業継続」
	2	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5	③	20	「事業継続」
	3	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4	③	21	「事業継続」
河 川 事 業	4	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5	③	20	「事業継続」
	5	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5	③	20	「事業継続」
	6	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63	③	25	「事業継続」
事 都 市 公 園	7	宝が池公園 (広域公園)	面積 A=128.9ha	S49	③	39	委員会から付された 意見に基づき 「事業継続」
整 土 理 地 区 事 業 画	8	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	③	20	「事業継続」
総 住 合 宅 整 市 備 街 事 地 業	9	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5	③	20	「事業継続」

平成 2 4 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
 ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	対応方針
整 土 理 地 事 区 業 画	1	竹田地区	面積 A=48.1ha	S49	①	H23	「今後の事後評価、改善措置とも不要」
整 防 備 災 事 水 業 利	2	文化財とその周辺を守る 防災水利モデル整備	面積 A=146.5ha	H18	①	H23	「今後の事後評価、改善措置とも不要」

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 - ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 - イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 - ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。
- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報

公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- (5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。
- (2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。
- (3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点